

技 第 4 7 6 号
令和7年 9月10日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土 木 部 技 術 管 理 課 長
土 木 部 港 湾 空 港 課 長
農 林 水 産 部 水 産 課 長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の要領（土木部編、港湾・漁港漁場工事編）の一部改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先

土木部技術管理課
土木設計基準係
土木部港湾空港課
港湾建設係
農林水産部水産課
整備係

電話：0852-22-5941／5390

電話：0852-22-6488／5202

電話：0852-22-5319

写し

技 第 4 7 6 号
令和 7 年 9 月 1 0 日

隠岐支庁各関係局長
農林水産部各関係課長
農林水産部各地方機関の長
土木部各関係課長
土木部各地方機関の長

} 様

土木部 技術管理課 長
土木部 港湾空港課 長
農林水産部 水産課 長

島根県週休 2 日工事の要領（土木部編、港湾・漁港漁場工事編）の一部改定について（通知）

島根県週休 2 日工事について、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知願います。
なお、各市町村及び関係団体へは別途参考送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休 2 日工事要 領	特記仕様書	実施 フロー	Q & A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式 1)	履行証明書 (様式 2)
土木部編	○	○	—	○	○	—	○
港湾・漁港漁場工事編	○	○		○	—	—	—

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

- ・完全週休 2 日の導入（土木部編のみ）及び補正係数の改定
 - ・通期 4 週 8 休以上の補正係数の廃止（土木部編のみ）
- ※別添「新旧対照表」参照

3. 適用年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等

問い合わせ先

土木部技術管理課
土木設計基準係
土木部港湾空港課
港湾建設係
農林水産部水産課
整備係

電話：0852-22-5941／5390

電話：0852-22-6488／5202

電話：0852-22-5319

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
第1条 <略> (定義) 第2条 「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう。ただし、受注者の責によらず土日に現場閉所ができない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。詳細は、別紙1を参照すること。 2 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。 (削除) 3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 第3条 <略> (発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「<u>週休2日工事の実施</u>」に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「<u>週休2日工事の実施</u>」に取り組むか否かを選択する発注方式である。 対象となる工事は、以下のいずれかとする。 (1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 (3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 <u>「週休2日交替制工事」における「完全週休2日」とは、対象期間において、全ての週で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制完全週休2日）の休日を確保する工事のことをいう。</u> 「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制月単位4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 (削除) 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく 第5条～第6条 <略>	第1条 <略> (定義) 第2条 (追記) 第2条 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。 2 「週休2日工事」における「<u>通期の週休2日</u>」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。 3 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあつては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 第3条 <略> (発注方式) 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「<u>月単位の週休2日</u>」の確保に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「<u>月単位の週休2日</u>」の確保に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 (1) 災害復旧工事 (2) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1) 緊急的、時間的制約があるもの 例2) 工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 (3) 道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。ただし、港湾空港課所管の空港事業は、「週休2日交替制工事」を選択することができない。 (追記) 「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制月単位4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 「週休2日交替制工事」における「<u>通期の週休2日</u>」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制通期4週8休以上）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく 第5条～第6条 <略>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新	旧
（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 なお、<u>完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。</u> 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （実施確認） 第8条 <u>受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日等取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。土日に代わる振替日を設けたうえで完全週休2日（土日）を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。</u> <u>なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。</u> （履行証明書） 第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>月単位</u>4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 （削除）	（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 なお、<u>現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、現場閉所通期4週8休以上の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u> 2 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 なお、道路または河川維持管理業務等で複数年にわたって履行期限を設定し年度毎に分けて積算したものについては、対象期間を各年度とし、週休2日に係る設計変更を各年度末に行うものとする。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （追記） （追記） （履行証明書） 第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>通期</u>4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （追記） （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日以降に入札公告または指名通知する工事等から適用する。</u>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

別紙1

(1) 現場の開所または休日状況

①現場閉所完全週休2日（土日）以上
対象期間において、全ての週で土日に現場閉所されている場合。ただし、天候、災害対応等により、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を原則、同一の週で指定することとする。
なお、緊急的に土日に施工する必要が生じた場合は土日に代わる現場閉所日を翌週とすることができる。
また、1週間の定義は月曜日から日曜日までを基本とし、夜間工事の場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間に現場閉所されていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

②交替制完全週休2日以上
対象期間内の全ての週で休日率が28.5%（2日/7日）以上の場合。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、週2回の夜間で休みを取得していれば、完全週休2日を達成しているものとみなす。

③月単位4週8休以上
対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

(削除)

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数
1) 週休2日工事

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所 完全週休2日（土日）	1.02	1.02	1.03
②現場閉所月単位 4週8休以上	1.02	1.01	1.02

・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。
・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制 完全週休2日	1.02	1.03
②交替制月単位 4週8休以上	1.02	1.02

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

旧

別紙1

(1) 現場の開所または休日状況

(追記)

(追記)

①月単位4週8休以上
対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休2日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす

②通期4週8休以上
現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が28.5%（8日/28日）以上の場合

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。
※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数
1) 週休2日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所月単位 4週8休以上	1.04	1.02	1.03	1.05
②現場閉所通期 4週8休以上	1.02	1.02	1.02	1.03

・空港灯火工事は労務費のみを補正の対象とする。
・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

2) 週休2日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制月単位 4週8休以上	1.04	1.03
②交替制通期 4週8休以上	1.02	1.01

・市場単価方式による積算にあたっては、別表1に示す補正係数を乗じるものとする。
・土木工事標準単価による積算にあたっては別表2に示す補正係数を乗じるものとする。

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（土木部編）

新

旧

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
土留工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積込基材吹付け工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修理工	横断	1.02	1.02	1.02	1.02
	指定	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用伸縮型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
護欄カラー設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路修理工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園修理工		1.02	1.02	1.02	1.02
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
排水防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表土処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管有取 及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ現地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

別表1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		週期	月単位	週期	月単位
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.04	1.02	1.04
鉄筋工（ガス圧接工）		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止柵）		1.01	1.02	1.01	1.02
土留工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付け工		1.01	1.03	1.01	1.03
木材チップ積込基材吹付け工		1.01	1.02	1.01	1.02
道路修理工	横断	1.02	1.04	1.02	1.04
	指定	1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用伸縮型伸縮継手設置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
護欄カラー設置工		1.00	1.01	1.00	1.01
道路修理工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
公園修理工		1.02	1.04	1.02	1.04
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
排水防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
コンクリート表土処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管有取 及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

※「木材チップ現地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
機架塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
列落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗型鋼製抗基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用養生マット工 （養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支保金撤去工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラー設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用木切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02

※「ベイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

別表2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		週期	月単位	週期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
機架塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工 （コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
列落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗型鋼製抗基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用養生マット工 （養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支保金撤去工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03

※「ベイント式(手動)」については、「建設工事積算基準第15編（単価）」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 （1）「<u>週休2日工事</u>」における「<u>完全週休2日（土日）</u>」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、<u>土日</u>）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、<u>現場閉所完全週休2日（土日）</u>）をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。 （2）「<u>週休2日工事</u>」における「<u>月単位の週休2日</u>」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、<u>現場閉所月単位4週8休以上</u>）をいう。 <u>（削除）</u> （3）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあっては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 （4）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 2 実施方法 ＜略＞ 3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（<u>削除</u>）要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（<u>削除</u>）要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。	本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 （追記） （1）「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、<u>現場閉所月単位4週8休以上</u>）をいう。 （2）「<u>週休2日工事</u>」における「<u>通期の週休2日</u>」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、<u>現場閉所通期4週8休以上</u>）をいう。 （3）「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。空港土木工事にあっては、これらに加えて、空港の運用制限により作業が中止となった期間は含まない。 （4）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。 なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 2 実施方法 ＜略＞ 3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事<u>試行</u>要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事<u>試行</u>要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（土木部編）

新	旧
4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。<u>なお、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして変更するものとする。</u> 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事（削除）要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 5 履行証明書 受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、月単位4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。 6 提出書類の虚偽 <略> 《参考》 <略>	4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。<u>なお、現場閉所月単位4週8休以上が確保できなかった場合は、現場閉所通期4週8休以上の補正係数に設計変更するものとし、通期の週休2日が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u> 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事試行要領（土木部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 5 履行証明書 受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、通期4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。 6 提出書類の虚偽 <略> 《参考》 <略>

新旧対照表 島根県週休2日工事試行要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
第1条 <略> （定義） 第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。 2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 3 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。<u>ただし</u>、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨に鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。 （対象工事） 第3条 島根県土木部港湾空港課<u>及び</u>農林水産部水産課が所管する工事のうち空港土木工事を除く全ての工事を対象とする。<u>ただし</u>、港湾工事<u>及び</u>漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）<u>並びに</u>海岸工事（港湾に関わる海岸<u>及び</u>水産庁所管の海岸）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日工事（<u>削除</u>）要領（土木部編）」を適用する（<u>削除</u>）。 （発注方式） 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「<u>週休2日工事</u>」の実施に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、<u>「週休2日工事」の実施</u>に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 （1）災害復旧工事 （2）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1）緊急的、時間的制約があるもの 例2）工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」として工事のうち標準的な工期が確保できない工事 （3）維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事 また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。 「週休2日交替制工事」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で4週8休以上（以下「交替制4週8休以上」という）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く 第5条～第6条 <略>	第1条 <略> （定義） 第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、対象期間において、「4週8休以上」の工事のことをいう。なお、期間内に祝日、夏期休暇（土日を除く3日間）、年末年始休暇（土日を含む6日間）が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。 2 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 3 「現場閉所」とは、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は「現場閉所」として扱う。また、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日についても「現場閉所」とする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間で行う行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。<u>但し</u>、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取組の趣旨を鑑み、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。 （対象工事） 第3条 島根県土木部港湾空港課・農林水産部水産課が所管する工事のうち空港土木工事を除く全ての工事を対象とする。<u>なお</u>、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）<u>及び</u>海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「島根県週休2日<u>試行</u>工事要領（土木部編）」を適用する<u>ものとする</u>。 （発注方式） 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して<u>週休2日の確保</u>に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、<u>週休2日の確保</u>に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 （1）災害復旧工事 （2）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1）緊急的、時間的制約があるもの 例2）工期に関する特記仕様書「2. 当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」として工事のうち標準的な工期が確保できない工事 （3）維持管理業務（一括発注方式）等の工期があらかじめ決められている工事 また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。 「週休2日交替制工事」とは、技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で4週8休以上（以下「交替制4週8休以上」という）の休日を確保する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く 第5条～第6条 <略>

新旧対照表 島根県週休2日工事~~試行~~要領（港湾・漁港漁場工事編）

新	旧
（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。 なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1. 0 2 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （削除） （2）共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1. 0 2 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （3）現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数 1. 0 3 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （4）市場単価 港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） 港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制日単位の補正係数を乗じるものとする。 （5）施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用する。 （実施確認） <u>第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日取得の実績が確認できる資料（別紙「休日等取得実績（計画）表（参考様式）」及び「休日取得状況表（参考様式）」参照）を提出すること。</u> <u>なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録及び、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不要とし、監督員等から求められた場合に提示すること。</u> （履行証明書） 第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施工期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 <u>（施行期日）</u> <u>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 （削除）	（工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。 なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1. 0 4 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 1. 0 2 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （3）共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1. 0 2 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （4）現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数 1. 0 3 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （5）市場単価 港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） 港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所日単位の補正係数を乗じるものとする。 （6）施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用する。 （追記） （追記） （履行証明書） 第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年6月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施工期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 <u>（追記）</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案する発注工事等から適用する。 <u>ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日以降に入札公告または指名通知する工事等から適用する。</u>

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編編）

新	旧
本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 ＜略＞ 2 実施方法 ＜略＞ 3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（削除）要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（削除）要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。	本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 ＜略＞ 2 実施方法 ＜略＞ 3 実施報告 （1）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （2）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事試行要領及びQ&Aを確認のうえ作成し、その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。
4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。 なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1. 02 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （削除） （2）共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1. 02 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （3）現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数 1. 03 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （4）市場単価 港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） 港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （5）施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用す	4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中に4週8休以上の現場閉所又は個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。 なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査（チェックボーリング）等は労務費補正の対象としない。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 （1）労務単価 積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1. 04 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （2）機械経費（賃料） 積算において使用している機械の機械経費（賃料）に補正係数 1. 02 を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （3）共通仮設費率 積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1. 02 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （4）現場管理費率 積算において使用している現場管理費率に補正係数 1. 03 を乗じるものとする。（小数3位四捨五入） （5）市場単価 港湾工事・漁港漁場関係工事の市場単価においては、資料1に示す補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） 港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、土木工事標準単価においては、資料2に示す現場閉所月単位の補正係数を乗じるものとするが、受注者との協議により週休2日交代制工事とした場合には、資料2に示す交代制月単位の補正係数を乗じるものとする。（小数点以下切捨） （6）施工パッケージ 標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、（1）により算出した労務単価を適用す
5 履行証明書 ＜略＞ 6 提出書類の虚偽 ＜略＞ 《参考》 ＜略＞	5 履行証明書 ＜略＞ 6 提出書類の虚偽 ＜略＞ 《参考》 ＜略＞